



社会的公器をになう自覚と節度

石山 卓磨

第二次世界大戦後、企業の社会的責任論をいちはやく提唱し、わが国の学界に対しても少なからぬインパクトを与えた人に、英国の実業家・ジョージ・ゴイダー (George Goyder) という人がいました。

彼が公刊した数冊の著書は、わが国を含めて数カ国で翻訳されており、晩年の著書『公正なる企業とは (The Just Enterprise)』(Andre Deutsh Limited. 1987) の刊行に際しては、当時、英国滞在中であった私が、同氏に依頼され、その主張は日本でも注目されていることを出版社に紹介したことがあります。彼の気持ちを一言で言い表せば、「企業は従業員の働きによって成り立っているのに、会社法が従業員に関して規定を置いていないのはけしからん」というものです。そして、同書においては、株式会社は、定款に以下の趣旨の一般的目的条項を掲げるべきことを主張しています。

すなわち、

- ① 会社は、良好なサービスと確実な雇用そして株主に対する公正な収益を提供する手段として、持続的な成長と将来の発展を確保するために、自らを経済的・財務的に強化すること
- ② 最良質の商品とサービスを最も合理的な価格で提供すること
- ③ 従業員に対し、会社内の彼らの利益について聴取し、昇進と技能向上のためにあらゆる合理的な機会を提供すること、そして、公的な義務の履行に専念するために合理的

な休暇を与えること

- ④ 責任ある市民から期待されるような態様で、地域社会に対して行動すること

というものです。

また、株主による永久的な会社支配を廃止するため、公募会社は相当な期間の経過後、株主に対し、持分を償還すること。そして、従業員の株主化を促進すること。さらに、公募株式会社は最終的には公的信託機関へと転換されなければならないと主張していました。

この遠大な構想に対し、現在の英國会社法は、かろうじて、取締役は、「株主全体の利益」のために、会社の成功を促進する行動において、「従業員の利益」をも考慮しなければならない義務を負うとする趣旨の規定を定めています。

一方、世界に目を転じれば、企業の本質觀においてはアメリカ的思考が支配的であり、従業員や地域社会の利益などは眼中になく、「会社は株主のもの」ととらえる「株主資本主義論」が支配的です。株式会社は実質的には株主の所有するものであり、経営者は株主の利益のために活動すべきであるというものです。

しかし、この考えが社会の格差を生み多くの不公正な問題をもたらしていることを指摘して、近年は「公益資本主義論」が台頭してきています。この考えは「会社は株主のものではない」との認識に立ち、特に大会社を「社会の公器」ととらえて、経営者は株主のみならず、各ステークホルダー（株主・従業員・消費者・地



域住民・国家・地球環境等を含む利害関係人)の利益のバランスをはかって増進させる責任を負っているととらえる立場でして、共感をおぼえます。もっとも公益資本主義論に立ったとしても、会社が営利法人である以上、営利が見込めない事業からは撤退せざるをえません。しかし、わが国の過疎地域においては、交通手段や商店もない陸の孤島で不自由な生活を強いられている老人の方々が多いのも現実です。

そのような所で、地元の会社や自治体と連携し、生活用の店舗からガソリンスタンドそして行政業務まで、広範なサービスを提供し、かろうじて日本の「地方」を守り支えているのが農業協同組合です。わが家も長年にわたって地域の生活協同組合のお世話になっています。われわれ老夫婦にとって重い日用品や食料品の買出しは苦労の種であり、これを毎週配達してもらえることはありがたいことです。しかし、人間の欲望には際限がなく、年々分厚くなる商品カタログの中から衰えた視力で次回の配達品を選ぶ作業は大変です。わが老妻は、せめて同じ部類に属する商品ごとに配列してほしいとつぶやいています。

ところで目下世間では、日産のゴーン元会長とグレッグ・ケリー役員の逮捕劇が注目を集めています。詳細は検察で調査中ですが、経営危機に陥っていた日産を劇的にV字回復させ、約20年にわたり君臨してきたゴーン元会長が、自己の報酬額につき、有価証券報告書に5年間で約50億円を過小記載していたとも報じられています。

彼に関しては、その経営手腕は認めるものの、

私は、これまでおびただしい数の人員削減を行ってきたこと、そして日本人の常識をはるかに超える高額報酬をもらい続けてきたことに、一抹の疑惑を感じていました。株主資本主義の行き着いた「強欲資本主義」の世界的跋扈の片鱗を感じたからです。当人は、世界の高額報酬を得ている経済人のレベルと比べれば、決して高額には当たらないと主張しています。そして、これを支持してわが国の経営者の報酬水準ももっと上げなければ海外から有能な経営者を迎えることができなくなるとする意見もあります。しかし、いったい世界のビッグ経営者は、従業員の、なん10倍、否、なん100倍の報酬を得れば気がすむのでしょうか。人間としての限度と節度をわきまえるべきであり、それが分からぬよう経営者を日本に迎え入れる必要はありません。

同族企業の経営者が自ら全額出資して細々と営業しているような中小企業であるならば、その本質は株主資本主義論で説明できるかもしれません。しかし現代の大企業は、決して株主のみのものではなく、各種のステークホルダー間の利害を調整し、社会全体の幸福を向上させるべき社会的公器としてとらえられるべきです。そしてこの社会的公器には、非営利団体である大規模な協同組合も含まれます。営利・非営利の別なく、この組織に従事する経営者・運営者そして従業員には、社会的公器をになう者としての自覚と節度が求められると思います。

(大原大学院大学教授・弁護士)